



障がいのある人もない人も互いに 支えあう共生社会を目指しましょう



12月3日から9日までは「障害者週間」です。障がいや障がいのある人の福祉について関心と理解を深め、障がいのある人とない人が互いに支えあうことのできる、共生社会の実現を目指しましょう。

障がいの多様性を理解して、適切な配慮を

障がいは、障がい種別や程度、症状によって一人一人の状態が異なるため、必要な支援も異なります。中には、障がいがあっても外見からは分かりにくい方もいます。

障がいの多様性を理解し、個人に合った適切な配慮や支援を行うことが大切です。

視覚障がい

目が見えない、見えにくい、色の判別がしにくいなど

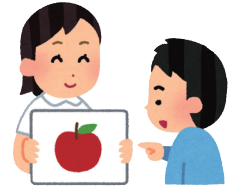
配慮の例 点字ブロックの上や通路などに通行の妨げになる物を置かないようにする。



知的障がい

知的能力の発達の遅れのため、日常生活や学習時などに困難が伴い、社会生活に適応しにくい。

配慮の例 話しかけるときは、具体的にゆっくりと丁寧に、絵や写真などを使って、分かりやすく説明する。



聴覚・言語障がい

聴覚障がいは、耳が聞こえない、聞こえにくい。言語障がいは、言葉の理解や表現が困難または発音や発声がうまくできない。

配慮の例 手話、筆談、タブレット端末を利用するなど、会話の方法を確認する。長文や複雑な表現は控え、短文で簡潔に情報を伝える。



精神障がい

うつ病や統合失調症などの精神疾患により、幻覚や妄想、不安や不眠などが見られ、日常生活や社会参加に困難が生じ、生活のしづらさを抱える。

配慮の例 不安を感じさせないよう穏やかに対応する。



肢体不自由

腕や手、足、体幹に障がいがあり、立つ、座る、歩く、物を持つなどの日常の動作が困難

配慮の例 車いすを使用している人の移動や手動式のドアの開閉などを手伝う。



内部障がい

心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、腎臓など、体の内部に疾患があるため、日常の生活が困難

配慮の例 定期的に人工透析を受けている場合などは、通院への理解や時間的な配慮をする。タバコなど、臓器に影響を与えることを控える。

発達障がい


脳機能の発達が関係する障がいで、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などがある。こだわりが強く、急に予定を変更することなどが難しかったり、長時間じっとしていることが苦手で、そわそわと動いてしまったりする。また、読む、書く、計算するなどを学習したり、行ったりすることが著しく困難である。

配慮の例 具体的にゆっくりと丁寧に話しかける。話した内容が相手に伝わっているか確認し、伝わっていない場合は伝え方を工夫する。安心できる環境を整える。

知っていますか？ 障がい者支援マーク


障がいのある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がいのある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、さまざまなマークがあります。

障がい者のための国際シンボルマーク




障がいのある人が利用できる建物・施設であることを表す世界共通のシンボルマーク

盲人のための国際シンボルマーク




視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられている世界共通のシンボルマーク

身体障害者標識(身体障害者マーク)




肢体不自由である方が運転する車に表示するマーク

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)




聴覚障がいの方が運転する車に表示するマーク

耳マーク




聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマーク

オストメイトマーク




人工肛門・人工ぼうこうを造設している方(オストメイト)のためのトイレなどの設備があることを表すマーク

ハート・プラスマーク



身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓など)に障がいのある方を表すマーク

ヘルプマーク



外見では分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるマーク

共生社会の実現のために

障がいのある人は、障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活にさまざまな制限を受けながら生活しています。差別のない共生社会の実現には、一人一人の心遣いが必要不可欠です。障がいへの理解を深め、身近なことからできることを行っていきましょう。

障がい者への虐待に気付いたら通報を

虐待は障がい者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。虐待であると気付かれないまま起きている恐れがあります。

障がい者への虐待を見掛けた場合は、下記相談窓口まで通報をお願いします。



虐待の例

身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること
性的虐待	わいせつな行為をしたり、させたりすること
心理的虐待	暴言や拒絶的な態度で精神的な苦痛を与えること
放棄・放任	著しい減食や長時間の放置など、必要な養護を怠ること
経済的虐待	財産を不当に処分すること、障がい者から不当に財産上の利益を得ること

通報・届出、相談窓口

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607(平日8時30分~17時15分)
 障害者総合相談支援センターあい ☎381-1035 ☎381-1036(平日8時30分~17時15分)
 ※土・日曜日、祝日または夜間は、市役所代表(☎382-1100)へ通報してください。